

大阪府進学指導特色校評価審議会 設置要項

(目的)

第1条 進学指導特色校の評価を行うに当たり、教育に関する学識経験や、国際的見地、人材育成の観点をもつ知見の活用を図るため、大阪府進学指導特色校評価審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員は、大阪府教育委員会の求めに応じ、進学指導特色校の取組等に対する評価について調査審議を行い、その改善・充実に向けて意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱日から平成26年8月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、審議会の会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第6条 委員の報酬の額は、日額8,200円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第7条 委員には、会議出席に要した実費を弁償する。

2 前項の実費弁償の支給についての路程は、委員の住所地の市町村から起算する。

3 前項の実費弁償は、出席日数に応じて、その都度支給する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、大阪府教育委員会事務局教育振興室高等学校課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が別途定めるものとする。

附 則

この要項は、平成25年1月28日から施行する。

別表

役 職	委 員 名
京都大学 副学長 理事（教育担当）	淡路 敏之
早稲田大学 教育・総合科学学術院教授	菊地 栄治
兵庫教育大学 大学院 学校教育研究科教授	浅野 良一
外務省 特命全権大使（関西担当）政府代表	小島 誠二
ヤンマー株式会社 相談役	三澤 廣人